

第4期委嘱状交付式及び第4期第1回 横浜市税制調査会

日時：平成30年4月25日（水）10時00分～12時00分

場所：市庁舎 2階応接室

1. 第4期委嘱状交付式

(1) 委嘱状交付 10:00～10:15

(2) 局長あいさつ 10:15～10:20

2. 第4期第1回税制調査会

(1) 開会 10:20～10:23

(2) 座長の選任について 10:23～10:26

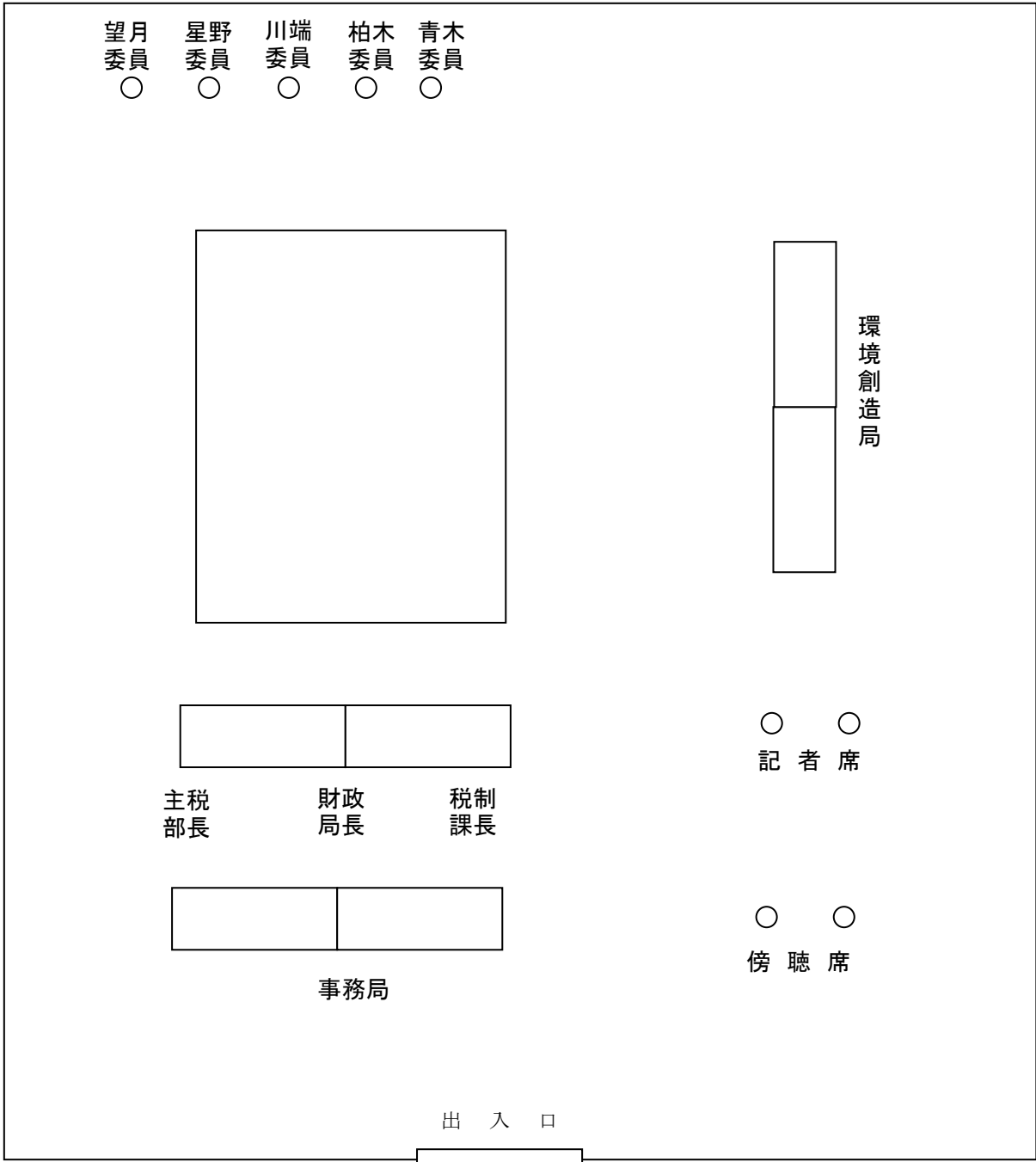
(3) 諮問 10:26～10:30

(4) 議事 10:30～12:00

(5) 閉会 12:00

【第4期委嘱状交付式 座席表】

平成30年4月25日(水) 10時00分から12時00分まで
市庁舎 2階応接室



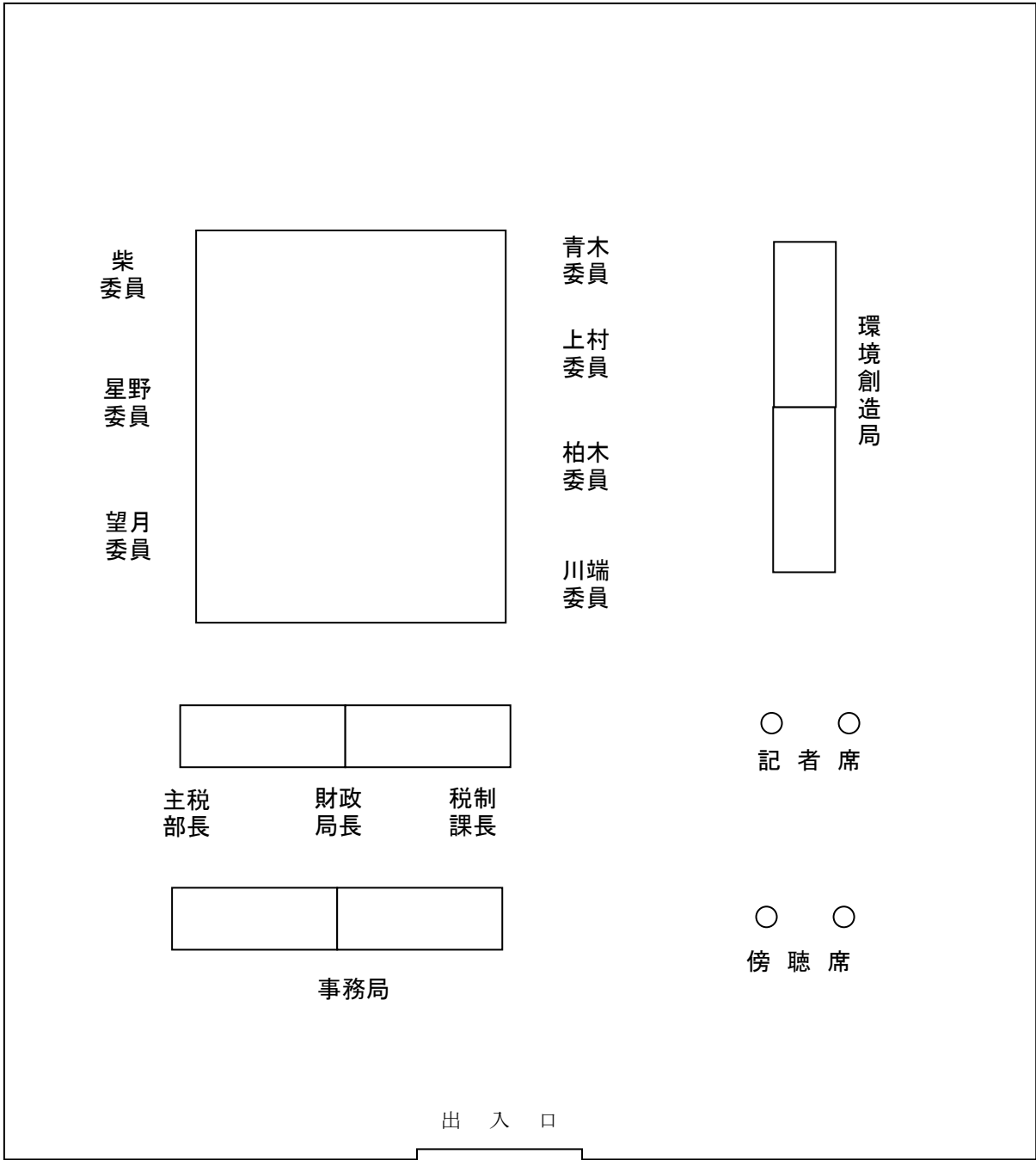
平成 30 年度横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
柏 木 恵	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第4期第1回横浜市税制調査会 座席表】

平成30年4月25日(水) 10時00分から12時00分まで
市庁舎 2階応接室



資 料

(横浜みどり税に係る税制の検証に
関する主な論点(案))

横浜みどり税に係る税制の検証に関する主な論点(案)

1. 課税手法

2. 納税義務者

3. 課税期間

4. 使途

5. 税率

(その他) 市民参画

1. 課税手法・納税義務者・課税期間について

(1) 現行

- 市民税(個人・法人)均等割への超過課税

- 課税期間は5年間

 - 個人:平成26～30年度までの各年度分の個人の市民税

 - 法人:平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する
各事業年度等に係る法人の市民税

(2) 考え方

○ 強力な開発圧力にさらされる横浜において、緑を保全・創造していくためには、標準的な税負担による行政需要を超える水準のコストがかかる。

また、横浜みどりアップ計画による緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶ。

したがって、課税手法としては、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税(個人・法人)均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしいと考えられる。

○ 課税期間については、定期的に事業効果の検証を行っていくうえで5年間という期間設定が合理的である。

(3) 論点

○ 課税期間終了後において、みどり基金に生じる残高については、どのように考えたら良いか。

2. 使途・税率について

(1) 現行

○ 使途は、次の4種類に整理

1. 樹林地・農地の確実な担保(公有地化)
2. 身近な緑化の推進
3. 維持管理の充実によるみどりの質の向上
4. ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

※ なお、施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業については、超過課税の使途から除外。

○ 税率

- ・ 個人:年間900円
- ・ 法人:現行の年間均等割額の9%相当額

(2) 考え方

- 用途については、より確実な緑の保全・創造につながるものが望ましい。間接的な支援策よりも、恒久的な保全策である買取による公有地化が相応しい。

広く市民が緑の維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てるべき。

市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取組に充てていくことも、超過課税の趣旨にかなう。

- 税率については、

- ・ 「これからの緑の取組[平成26-30年度](案)」の事業費は約485億円であり、うち一般財源は約178億円となっており、そのうち、既存分事業として一般財源を充てる事業費は48億円となっており、これらの事業を除くと横浜みどり税が必要な事業費としては約130億円となった。

これらの全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によって賄うこととした場合、個人の負担額は、概ね900円程度、法人は規模等に応じた均等割額の9%程度(4,500円～270,000円)になると試算された。

(3) 論点

- 横浜みどり税は、定められた用途に使われているか。
- 横浜みどり税を充当すべきと定めた用途、 税率の求め方は、ふさわしいものであったのか。

3. 市民参画について

(1) 現行

- 横浜みどりアップ計画市民推進会議の設置

(2) 考え方

- 新たな税負担を市民税均等割超過課税という形で広く薄く市民に求めるためには、これまで以上に市民の理解と参画に支えられることが重要。そのためには、施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、これまでの取組をさらに発展させた仕組みを作り上げていくことが重要。
- 事業効果の検証や施策への提言を行っていく市民参加の組織を設けていくべき。